

福祉事務所から



障害者・母子・父子・家庭の方へ各種手当のお知らせ

●2級 身体障害者3級、4級の1部、精神障害B(中度)支給額 月額3万3千530円  
 ●障害児が施設入所の場合、所得が一定以上ある場合や公的年金を受けている場合は支給されません。

●障害程度  
 ①療育手帳A1・A2または最重度・重度精神障害  
 ②身体障害1・2級程度  
 ●支給額 月額7千200円  
 ※所得制限はありませんが、児童が施設入所の場合と障害児福祉手当を受けている場合は支給されません。

●特別障害者手当  
 心身に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態にある20歳以上の者に支給されます。

●特別児童扶養手当1級の内  
 で、重度の障害のため、常時の介護を要する在宅の10歳未満の人に支給されます。

●障害程度  
 ①療育手帳A1または最重度精神障害  
 ②身体障害1級および2級の1部  
 ③療育手帳A2または重度精神障害であり、かつ身体に重度の障害を重複

●支給額 月額2万6千230円  
 ※施設入所や3か月以上入院している場合、所得が一定以上ある場合、公的年金を受けている場合は支給されません。

●特別児童扶養手当1級の内で、障害児福祉手当に該当しない18歳未満の心身障害児を養育している保護者に支給されます。

●児童扶養手当  
 父と生計を同じくしていない18歳未満の児童(本年度で18歳に達する児童は年度の末まで対象、中度以上の障害を有する場合は20歳未満の児童を監護している母、または母に代わってその児童を養育している人に児童扶養手当が支給されます。(所得制限があります)

●特別児童扶養手当1級の内で、障害児福祉手当に該当しない18歳未満の心身障害児を養育している保護者に支給されます。

●児童扶養手当  
 父と生計を同じくしていない18歳未満の児童(本年度で18歳に達する児童は年度の末まで対象、中度以上の障害を有する場合は20歳未満の児童を監護している母、または母に代わってその児童を養育している人に児童扶養手当が支給されます。(所得制限があります)

●児童扶養手当  
 父と生計を同じくしていない18歳未満の児童(本年度で18歳に達する児童は年度の末まで対象、中度以上の障害を有する場合は20歳未満の児童を監護している母、または母に代わってその児童を養育している人に児童扶養手当が支給されます。(所得制限があります)

●特別児童扶養手当1級の内で、障害児福祉手当に該当しない18歳未満の心身障害児を養育している保護者に支給されます。

●児童扶養手当  
 父と生計を同じくしていない18歳未満の児童(本年度で18歳に達する児童は年度の末まで対象、中度以上の障害を有する場合は20歳未満の児童を監護している母、または母に代わってその児童を養育している人に児童扶養手当が支給されます。(所得制限があります)

●児童扶養手当  
 父と生計を同じくしていない18歳未満の児童(本年度で18歳に達する児童は年度の末まで対象、中度以上の障害を有する場合は20歳未満の児童を監護している母、または母に代わってその児童を養育している人に児童扶養手当が支給されます。(所得制限があります)

●特別児童扶養手当1級の内で、障害児福祉手当に該当しない18歳未満の心身障害児を養育している保護者に支給されます。

●児童扶養手当  
 父と生計を同じくしていない18歳未満の児童(本年度で18歳に達する児童は年度の末まで対象、中度以上の障害を有する場合は20歳未満の児童を監護している母、または母に代わってその児童を養育している人に児童扶養手当が支給されます。(所得制限があります)

●児童扶養手当  
 父と生計を同じくしていない18歳未満の児童(本年度で18歳に達する児童は年度の末まで対象、中度以上の障害を有する場合は20歳未満の児童を監護している母、または母に代わってその児童を養育している人に児童扶養手当が支給されます。(所得制限があります)

●特別児童扶養手当1級の内で、障害児福祉手当に該当しない18歳未満の心身障害児を養育している保護者に支給されます。

●児童扶養手当  
 父と生計を同じくしていない18歳未満の児童(本年度で18歳に達する児童は年度の末まで対象、中度以上の障害を有する場合は20歳未満の児童を監護している母、または母に代わってその児童を養育している人に児童扶養手当が支給されます。(所得制限があります)

●児童扶養手当  
 父と生計を同じくしていない18歳未満の児童(本年度で18歳に達する児童は年度の末まで対象、中度以上の障害を有する場合は20歳未満の児童を監護している母、または母に代わってその児童を養育している人に児童扶養手当が支給されます。(所得制限があります)

●特別児童扶養手当1級の内で、障害児福祉手当に該当しない18歳未満の心身障害児を養育している保護者に支給されます。

●児童扶養手当  
 父と生計を同じくしていない18歳未満の児童(本年度で18歳に達する児童は年度の末まで対象、中度以上の障害を有する場合は20歳未満の児童を監護している母、または母に代わってその児童を養育している人に児童扶養手当が支給されます。(所得制限があります)

●児童扶養手当  
 父と生計を同じくしていない18歳未満の児童(本年度で18歳に達する児童は年度の末まで対象、中度以上の障害を有する場合は20歳未満の児童を監護している母、または母に代わってその児童を養育している人に児童扶養手当が支給されます。(所得制限があります)

●母が婚姻によらずに懐胎し父から認知されていない児童  
 ⑧捨て子などで母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童  
 ●こんな時は支給されません  
 ①児童が  
 ・国内に住所がないとき  
 ・父または母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができないとき  
 ・父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっていないとき  
 ・労働基準法などの規定による遺族補償を受けることができないとき  
 ・児童福祉施設に入所しているとき、または里親に委託されているとき  
 ・母の配偶者(内縁関係も含む)に養育されているとき  
 (父に重度の障害がある場合は除く)  
 ●母または養育者が  
 ・国内に住所がないとき  
 ・公的年金給付を受けることができないとき(国民年金法に基づく老齢福祉年金を除く)  
 ・昭和60年8月1日以降に手当の支給要件に該当してから5年を経過しても請求しな



●特別児童扶養手当1級の内で、障害児福祉手当に該当しない18歳未満の心身障害児を養育している保護者に支給されます。  
 ●児童扶養手当  
 父と生計を同じくしていない18歳未満の児童(本年度で18歳に達する児童は年度の末まで対象、中度以上の障害を有する場合は20歳未満の児童を監護している母、または母に代わってその児童を養育している人に児童扶養手当が支給されます。(所得制限があります)

●特別児童扶養手当1級の内で、障害児福祉手当に該当しない18歳未満の心身障害児を養育している保護者に支給されます。  
 ●児童扶養手当  
 父と生計を同じくしていない18歳未満の児童(本年度で18歳に達する児童は年度の末まで対象、中度以上の障害を有する場合は20歳未満の児童を監護している母、または母に代わってその児童を養育している人に児童扶養手当が支給されます。(所得制限があります)

保健課から

母子家庭医療費の助成  
 前年度所得税非課税の世帯には、母子家庭医療費助成制度があります。

建設課から

あなたの声が道づくりに生かされます  
 道路審議会(建設省の諮問機関)では、これからの道づくりについて広く皆さんの意見を求めたいと、「21世紀のみちを考える委員会」を設け、このほど、提案の仕方などを紹介した「キックオフ・レポート」を作成しました。

【四国電力】からダム放流についてお願い!!

今年も集中豪雨や台風が発生するシーズンとなりました。四国電力では、新改川の林場ダムから放流する場合サイレンでお知らせしています。サイレンによる警報を聞いた場合は、川に置いてある物、また、川にいる人はただちに安全な場所へ移動するようお願いいたします。サイレンの鳴らし方は次の通りです。  
 1分間吹鳴→15秒休み→1分間吹鳴

6月は飲酒運転追放月間

県内の交通事故死者30人の中で、飲酒運転による死者が15人と半数を占めています。このため、警察などでは6月を、飲酒運転追放月間として、指導取り締まりを強化することとしています。家庭や職場、地域から飲酒運転を追放しましょう。  
 ◎お酒を飲んだら絶対車の運転はしない  
 ◎運転者には、絶対お酒を飲ませない  
 【南州市交通安全市民会議】

障害者のために

★職業準備訓練  
 就職を目標に持つ障害者(おもに知的障害者、精神障害回復者)を対象に、作業態度や対人関係など、基本的な労働習慣を身につけていただくための訓練を実施しています。  
 ●訓練期間 8週間(年間4期実施)  
 ※いずれも高知障害者職業センターで行われ、受講料、費用は無料です。受講希望者は早めにお申し込みください。  
 ※申し込み、お問い合わせは高知障害者職業センター(☎2111)まで  
 ★OA講習  
 就職を目標に持つ視覚障害者および聴覚障害者(それ以外の障害をお持ちの人でもかまいません)を対象に、ワープロ・パソコン操作の基礎的技術を習得していただくための短期講習を実施しています。  
 ●受講期間 4週間もしくは6週間(年間8期実施)  
 ●講習時間 午前10時～午後3時(土・日曜日・祝祭日は休み)  
 ●定員 各期3人程度

女性講座受講生募集

対象 市内在住の女性  
 保育 利用を希望される人は、申し込み時にご連絡ください  
 ところ 市役所大会議室 午後1時30分～3時  
 参加費 無料

月日	曜	内 容	講 師
6. 24	月	高知の女性	県教委生涯学習課 マイケル・カーン氏
7. 23	火	ストレスに 陥ったとき	朝国病院医師 森田 俊児氏
8. 8	木	私たちのくらし と人権	県教委司和教育局指導課 大石 美佐子氏
9. 5	木	女性と環境教育	高知県生涯学習保護協会 会長 中村 達男氏
10. 1	火	移動学習 行き先未定	
11. 19	火	今、女性が変わる	高知市女性センター 所長 吉井 真智氏

※申し込みはハガキに氏名・住所・電話番号を記入し、社会教育課(☎市役所内線321)まで

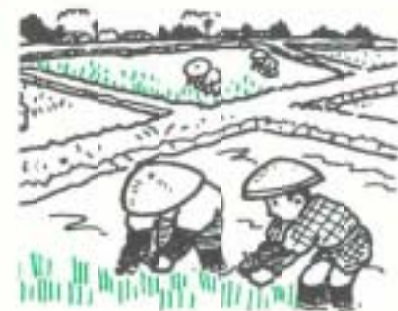
ボランティア学習講座  
受講生募集

一口にボランティアといっても、種々あります。私たちにも何かできるはず。自分にできるボランティア、さがしてみませんか。  
 対象 市内在住の男女、年齢は問いません  
 保育 希望される方は、申し込み時にご連絡ください  
 ところ 市役所大会議室ほか 午後1時30分～3時  
 参加費 無料

月日	曜	内 容	講 師
7. 1	月	海外での ボランティア活動	県教委生涯学習課 マイケル・カーン氏
7. 17	木	手話ってなに	宮島 公明氏
7. 31	木	市社会福祉協議会にて 介助体験(入浴・車イス)	
8. 11	火	ふくし交流プラザにて 体験学習「海島太郎」	
9. 3	火	市民と ボランティア活動	おひげグループ 会長 坂本 たかゆき氏
9. 未 定		移動学習	未 定
10. 31	木	いつ、どこでも、誰と もできるボランティア	市社会福祉協議会 高野 隆司氏

※申し込みはハガキに氏名・住所・電話番号を記入し、社会教育課(☎市役所内線321)まで





民生課から

**将来年金を  
もらうために  
今、できること**

たとえ今、若くて元気でも、収入が少なく体の衰えを感じる老後はだれにでもやってきます。その時「ああ、掛けてよかった」と、思うのが国民年金です。

若いうちにしておくこと、その一つが国民年金保険料の納付です。毎月の家計の中に国民年金保険料を組み込んで確実に納めましょう。

なお、納付忘れがない口座振り替えも便利です。

国民年金は国の制度ですから、病気や失業で収入が少なく保険料の納付が無理な時は、保険料の免除制度もあります。そして、もしもの時、家族の生活を国民年金が支えます。

国民年金  
保険料の免除制度

「人生いろいろ」、だから今「納めて安心国民年金」です。

経済的な理由で保険料を納めることが難しい人は、保険料の免除申請をしてください。免除基準に該当すれば承認され、保険料の納付が免除されます。また、学生には親の学費負担なども考慮した免除基準が設けられています。

この免除期間は、年金受給の必要期間に算入されませんので、そのまましておかず、民生課年金係までご相談ください。ただし、免除を受けた期間は、将来の年金額が少なくなりますので、経済的な事情が許すようになれば10年以上は追納（あとから保険料を払うこと）することも可能ですが、加算金がかかります。

※年金の相談、お問い合わせは民生課年金係（☎市役所内線137・138）まで



税務課から

**市・県民税  
税率を改正**

地方税法の改正により、平成8年度の個人市・県民税の均等割が、次のとおり改正されました。

市 2千円（改正前千5百円）  
県 1千円（〃 7百円）  
計 3千円（〃 2千2百円）

※お問い合わせは税務課市民係（☎市役所内線154）まで

総務課から

**防犯灯の申請は  
6月28日までに**

夜間の交通安全や、犯罪防止のため、防犯灯の新設を行う場合、設置費に対して補助制度があります。原則として一集落につき一か所としています。設置を希望する集落は次のとおり受け付けます。

なお、設置要望は、集落単位で行い、設置後の維持管理は各集落で行うものとします。

■受付期間 6月3日（月）～28日（金）

■提出書類 申請書、実施計画書、見積書など

■補助額 事業費の二分の一

生活環境課から

**第6回  
ほたるまつり**

ひと昔前までは、市一帯で乱舞を見るのができたのに、今ではすっかり減ってしまっただホル。

人の許情に訴えるホルの灯の前に立ち、しばし自然の神秘に浸ってみませんか。

- とき 6月8日（土）午後6時～
- ところ 都築紡績東の物部川河川敷
- 催し 6時～レクリエーション（歌や三探し）  
7時30分～ちようちん行列  
8時～ホル観賞
- ※6時30分までに来場の子どもには、くじ引き券を渡します。
- 主催 南国市みんなではた
- ※お問い合わせは生活環境課（☎市役所内線342）まで

企画課から

**調査員募集**

平成8年事業所・企業統計調査（総務庁）が、10月1日現在で、民営のすべての事業所を対象に行われます。ご協力をよろしくお願ひします。

市では、事業所・企業統計調査や工業統計調査などの各種の統計調査にあたっていただく調査員を募集しています。あなたの積極的なご協力をお待ちしています。

※申し込み、お問い合わせは企画課広報統計係（☎市役所内線423）まで

南国画廊



いただいたの…  
沢本 英世（里改田）

大正15年6月生まれの人

老人医療受給手続きを、印かん・健康保険証をお忘れなく。

4月1日から一部負担金は

外来のとき	1月	1,020円
入院のとき	1日	710円
入院時食事療養費	1日	600円

【保健課給付係】

平成8年度  
人権ポスター・標語の募集

県民への同和問題の理解と人権思想の普及を図るために、人権ポスターおよび標語の募集をします。

■主催 県・県教育委員会・県市町村教育委員会連絡協議会・開県地域改善協会

■部門 小学生の部、中学生の部、高校生・一般の部

■内容 人権を大切に、同和問題を解決するもの  
ポスター 画用紙は八ツ切り（27×39cm）  
彩色は水彩絵の具を使用。1人1点  
標語 400字詰原稿用紙を使用。1人1点

■応募方法 下記まで持参または郵送（児童・生徒は、各学校で取りまとめ）

■応募期間 6月10日（月）～7月31日（木）

※作品の送り先、お問い合わせは県立人権啓発センター内開県地域改善協会（〒780 高知市本町4丁目1番31号 ☎4631）まで

アイケン杯卓球大会  
参加チーム募集

■とき 6月13日（日）午前8時30分～

■ところ 高知高専体育館

■種目 団体戦・個人戦でトーナメント

■参加資格 一般、高校・中学・小学生

■参加費

	団体	個人
一般（男・女・5名）	2,000円	400円
高校生	1,500円	300円
中学生	1,000円	200円
小学生	500円	100円

※団体戦出場の場合、5人以内に限り個人戦は免除。

■申込締切日 6月20日（木）

※申し込み、お問い合わせは南国市卓球連盟事務局「横井克則」（南国市物部200-4 南国住宅1-10号 ☎3994）まで

県民スポーツフェスティバル ソフト  
ボール南国市予選 参加チーム募集

■とき 6月23日（日）午前9時 雨天の場合は6月30日（日）

■ところ 北部スポーツレクリエーション施設

■種別 フリーの部（男子）、一般の部（男子）、女子の部

■参加費 無料

■参加資格 《フリー・…市内に在住し昭和53年3月31日以前に生まれた人、女子の部》ただし、生徒・学生は除く  
《一般の部》…市内に在住し昭和36年3月31日以前に生まれた人

■チーム編成 監督1名、選手15人。ただしフリー・一般の部は過去全国大会に出場した人の出場は3人以内。ただし、この3人は役手の位置につくことはできない。代打・代走・選手交代はさしつかえないが、この場合も全国大会に出場した人は3人以内であること。なお、40歳以上の人はこの限りでない。

■試合方法 トーナメント方式により行う

■申込締切日 6月18日（火）午後4時30分厳守

※申し込み、お問い合わせは市民体育館（南国市大浦甲2125 ☎3498）まで

第24回教育長杯バレーボ  
ール大会参加チーム募集

■とき 6月30日（日）午前8時30分～

■ところ 市民体育館

■ルール 6人制バレーボール（試合には常時女性が2人以上出ていること）

■対象 市内に在住の青年男女で構成するチーム

■募集数 8チーム（申し込み多数の場合は抽選になります）

■参加費 1チーム 3,000円

■主催 南国市連合青年団

■申込方法 ハガキにメンバーの住所、氏名、電話番号を記入し、申し込むこと

■申込締切日 6月20日（木）

※申し込み、お問い合わせは市立中央公民館（南国市大浦甲2125 ☎3498）まで